



2023年5月9日

会社名 株式会社TOKAIホールディングス
代表者名 代表取締役社長 小栗 勝男
(コード：3167、東証プライム市場)
問合せ先 代表取締役常務執行役員 山田 潤一
(TEL. 054-275-0007)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年5月9日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2023年6月28日開催予定の第12回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 取締役会の運営の柔軟性を確保すること並びに意思決定の客観性及び透明性の向上を図ることを目的として、定款第28条に定める取締役会の招集権者及び議長について、所要の変更を行うものであります。
- (2) 監査体制の強化、充実を図るため、定款第33条に定める監査役の員数の上限を1名増員し、4名から5名に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2023年6月28日(水)
定款変更の効力発生日	2023年6月28日(水)

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第28条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長が招集し、その議長となる。</u>取締役会長に欠員又は事故があるときは、<u>取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第29条～第32条 条文省略</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第33条 当社の監査役は、<u>4</u>名以内とする。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第28条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会で定めた取締役が招集し、その議長となる。</u>ただし、当該取締役に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第29条～第32条 現行どおり</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第33条 当社の監査役は、<u>5</u>名以内とする。</p>

以上